

令和元年12月26日

北海道行政書士会 会員各位

(一社) 北海道成年後見支援センター 理事長 菊地 淳史

任意後見契約における注意点について

平素より当会の事業活動にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近時、下記のような不適切ないし脱法的な事案が発生しており、関係団体の担当者より北海道行政書士書会や当センターに問い合わせないし苦情が寄せられています。

記

高齢者などと「あえて」任意後見契約を締結せず、事務委任契約（任意代理契約）及び死後事務委任契約のみの契約を公正証書で締結すること。

これは任意後見監督人による監督を回避することを目的としていると言わざるを得ません。

そもそも任意後見契約を締結したところで、その契約を締結した本人の判断能力が低下した場合にも任意後見監督人による監督を回避して、任意後見監督人の選任の申し立てをしないことは、本人の保護の観点から望ましくないことはもちろんです。

しかし、最初から任意後見監督人による監督を回避することを目的として、故意に任意後見契約を締結しないで、事務委任契約及び死後事務委任契約のみの契約を締結して、その契約に「お墨付き」を付けるために公証人に公正証書を作成させることは、その動機において本人の保護を考慮したものでは到底ありません。

上記のような案件については、本人の保護の観点から、公正証書により任意後見契約を締結すべきであり、そして、本人の判断能力が低下した場合には、速やかに任意後見監督人の選任の申し立てをすることをお願いします。

なお、上記の事務委任契約及び死後事務委任契約のみの契約を公正証書で締結した案件について、法定後見が申立てられた場合は、そのご本人の成年後見人は、その案件についての前任者の財産管理状況を徹底的に精査し、必要があれば告訴・告発することもあると思われます。

以上